

仕 様 書

1 委託業務名

障害者雇用実務講座・雇用ゼロ企業セミナー開催業務

2 委託業務の目的

本県における障害者雇用の状況については、民間企業の障害者実雇用率は2.32%（R5.6.1時点全国38位）と過去最高を更新したものの、法定雇用率未達成企業は未だ4割を超えており（477社/1,075社）、この内、雇用する障害者が0人の企業（雇用ゼロ企業）が半数以上（257社/477社）を占めている。今後、障害者の法定雇用率は、令和6年4月から2.5%になり、さらに令和8年7月からは2.7%に引き上げられる。

このような中、富山県全体の障害者実雇用率の着実な改善に向けて、県としては、富山労働局と連携しながら、県内企業に対する障害者雇用の啓発や職場定着への支援に取り組んでいる。本事業においては、雇用ゼロ企業をはじめとして県内企業の積極的な改善の取組を喚起するとともに、各企業において障害者の雇用が形式的な対応にとどまることのないよう、定着に向けた障害者雇用実務のノウハウをしっかりと付与していくことを目的として、「障害者雇用実務講座」及び「雇用ゼロ企業セミナー」を開催する。

3 委託業務の内容

（1）「障害者雇用実務講座」の開催

ア 開催については、次のとおりとすること。

（ア） 開催時期、回数

- ・令和6年9月～12月（予定）の間で2時間半程度の連続講座を4回開催

（イ） 開催場所

- ・第1回、第3回、第4回は富山市内会場

第2回は県内企業・施設

事業目的を踏まえ、効果的な開催場所を提案すること。

（ウ） 対象者

- ・障害者雇用の取り組みを進めたい県内企業

第1回、第3回、第4回は定員60人

第2回は定員40人

各回で参加申込みを受け付けること。

（エ） 内容、実施方法

第1回 障害雇用制度について

a 内容

（a） 障害者雇用の制度セミナー

（障害者雇用の必要性、法改正の動き、制度、国助成制度等）

（b） 障害者雇用の進め方セミナー

（c） 参加企業の意見交換（自社の障害者雇用への取り組み状況について等）

b 実施方法

- (a) (c) は、少人数（最大8人程度）のグループで実施する。各グループに1人ファシリテーターを配置すること。
- (b) 「3（2）雇用ゼロ企業セミナー」第1回と合同開催とすること。

第2回 県内企業等の見学バスツアー

a 内容

- (a) 一般就労を目指している障害者や、一般就労している障害者が働いている様子を1～2か所程度見学する。
- (b) 見学先担当者からの説明（事業所等の紹介、障害者雇用の取り組みについて等）、質疑応答

b 実施方法

- (a) 見学先は、富山県内とし、バスツアーとする。
- (b) 法定雇用率を達成している企業及び特例子会社等の障害者雇用に取り組んでいる事業所の見学計2コース程度を設定し、計40人程度が参加可能となるようにする。
- (c) 障害のある方が働いている様子を見ることで、障害者雇用のイメージを持つことを目的としている。主に知的・精神障害のある方が働いている姿を見学できるようコースを工夫すること。また、可能であれば、富山市と高岡市など、地域を考慮してコースを設定すること。

第3回 業務切り出しと社内理解の進め方

a 内容

- (a) 業務切り出しセミナー（考え方、具体的な切出し事例、切出し方法のレクチャー等）
- (b) 障害者雇用について社内の理解を得る方法（具体的事例紹介や社内の理解を得るための進め方についてのレクチャー等）
- (c) 参加企業の意見交換（自社の取組み状況等について）

b 実施方法

- ・(c) は、少人数のグループで実施すること。

第4回 精神・発達障害者の雇用について、今後の計画作成

a 内容

- (a) 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座
- (b) 支援機関による相談、今後の計画作成

b 実施方法

- (a) 富山県内会場で実施する。
- (b) a（b）では、自社の障害者雇用の取組みを振り返り、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等支援機関と相談しながら、今

後の取組みの計画を作成する。

(c) 「3 (2) 雇用ゼロ企業セミナー」第3回と合同開催とする。

- イ 本事業を開催するために必要な会場・バスの借上げ、バスの引率案内、会場設営、運営スタッフの手配、当日受付、問い合わせ窓口、進行管理等開催に係る一切の業務を行うこと。
- ウ 見学先事業所、事例紹介企業等、講師への旅費・謝金等は本委託費から支払うこと。
- エ 見学先事業所、事例紹介企業等、講師と当日の運営に必要な連絡・調整を行うこと。
- オ 集客にあたっては、次のとおりとすること。
 - (ア) 「3 (2) 雇用ゼロ企業セミナー」の参加企業募集と一体とした開催案内チラシを4,000部作成し、県が指定する約1,800社へ送付すること。
 - (イ) (ア)とは別に、「3 (1) 障害者雇用実務講座」の第2回及び「3 (2) 雇用ゼロ企業セミナー」第2回をメインとした開催案内チラシを2,500部作成し、県が指定する約1,800社へ送付すること。
 - (ウ) (ア)及び(イ)のチラシには、(オ)の特設HPについても掲載すること。
 - (エ) (ア)及び(イ)のチラシは、電子データでも納品すること。
 - (オ) 特設HPを開設し、令和6年度のセミナーの詳細内容、過去のセミナー開催内容等を掲載し集客するとともに、セミナーへの参加及び「(3) 講座動画の配信」の申込みを可能とすること。
- カ 各回の参加企業向けにアンケートを行い、集計・分析結果、開催記録(写真を含む)を県に提出すること。
- キ 過去のセミナーのアンケート結果や開催記録等の情報を分析・整理した上で、事業運営やオ(オ)に記載の特設HPの内容に反映すること。
- ク その他、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

(2) 「雇用ゼロ企業セミナー」の開催

- ア 開催については、次のとおりとすること。
 - (ア) 開催時期、回数
 - ・令和6年9月～12月(予定)の間で2時間半程度の連続講座を3回開催
 - (イ) 開催場所
 - ・第1回、第2回、第3回は富山市内会場
 - ・事業目的を踏まえ、効果的な開催場所を提案すること。
 - (ウ) 対象者
 - ・県内の障害者を雇用していない「雇用ゼロ企業」
 - ・各回定員60人
 - ・各回で参加申込みを受け付けること。
 - (エ) 内容、実施方法
 - 第1回 障害雇用制度について(「3 (1) 障害者雇用実務講座」第1回と合同開催)
 - 第2回 企業の事例紹介
 - a 内容

- ・ 3社程度の事例紹介及びパネルディスカッション

b 実施方法

- ・ ファシリテーターの進行により、障害者雇用ゼロだった企業が、障害のある方を雇用し定着している事例について、紹介する。
- ・ 登壇企業の選定にあたっては、様々な事例（特別支援学校からの採用、ハローワークからの紹介での採用等）を紹介する機会となるよう工夫する。
- ・ 事例紹介後、事前に収集した参加者からの質問内容を主なテーマとした登壇企業によるパネルディスカッションを実施

第3回 精神・発達障害者の雇用について、今後の計画作成

（「3（1）障害者雇用実務講座」第4回と合同開催）

イ 「3（1）障害者雇用実務講座」イ〜クに同じ。

（3）講座動画の配信

多くの企業が講座を視聴できるよう、「3（1）障害者雇用実務講座」「3（2）雇用ゼロ企業向けセミナー」のうち、セミナー部分は録画し、申し込みのあった企業に動画を提供する。

ア 時期

- ・ 各回の講座終了後から令和7年3月31日まで

イ 動画掲載元

- ・ 専用のYouTubeチャンネル（限定公開）

ウ 方法

- ・ 専用の申込フォームを作成し、申し込みがあった企業へ動画のURLを送信

※実施にあたっては、県と協議のうえ行うこと。

（4）講座・セミナー参加者の障害者雇用の取組み状況に関するアンケートの実施

「3（1）障害者雇用実務講座」「3（2）雇用ゼロ企業向けセミナー」に参加した企業に対して、障害者雇用への取組状況に関するアンケートを行い、事業の効果を検証する。

ア 時期

- ・ 令和7年2月（予定）

イ アンケート内容

- ・ 講座を受講してから、企業で実施した障害者雇用に関する取組み（支援機関への相談の有無、障害者雇用求人への公開状況、職場体験の受け入れ状況など）

ウ 方法

- ・ 専用の回答フォームを作成し、メールや電話等で対象企業に依頼

※実施にあたっては、県と協議のうえ行うこと。

（5）その他、効果的な事業とするための提案

（1）～（4）に掲げる内容については目安であり、各々の事業の詳細については、企画提案によるものとする。このほか、委託業務の目的を達成するために効果的な内容があれば提案し、県と協議のうえ実施すること。

4 実施スケジュール

令和6年6月 講座内容決定

令和6年7月 チラシ作成、発送

令和6年9月以降 講座実施、講座動画の配信

令和7年2月 参加者の障害者雇用の取組み状況に関するアンケート実施

令和7年3月 事業実績報告書提出

5 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

6 その他

- ・仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- ・この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業に係る会計関係書類については、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- ・事業委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属する。
- ・本事業の実施に伴い、取得した個人情報の本事業以外で利用しないこと。
- ・この仕様書に定めのない事項については、受託企業と県が必要に応じて協議するものとする。